

# 新型コロナウイルス対策支援情報一覧

## 民間金融機関を活用する緊急融資制度（主なもの）

融資機関	制度名	融資対象	市町村認定
信用保証協会 （愛知県制度）	新型コロナウイルス感染症 対策緊急つなぎ資金	売上高または売上総利益 ○前年同月又は2年前同月に比べ <b>減少</b> している中小企業者	不要
信用保証協会	セーフティネット保証4号	売上高または売上総利益 ○直近1か月 前年同月に比べ <b>20%以上</b> 減少 ○直近3か月 前年同期に比べ <b>20%以上</b> 減少見込	必要
	セーフティネット保証5号	売上高または売上総利益 ○直近1か月 前年同月に比べ <b>5%以上</b> 減少 ○直近3か月 前年同期に比べ <b>5%以上</b> 減少見込	必要
	危機関連保証	売上高または売上総利益 ○直近1か月 前年同月に比べ <b>15%以上</b> 減少 ○直近3か月 前年同期に比べ <b>15%以上</b> 減少見込	必要

## 政府系金融機関を活用する緊急融資制度（主なもの）

融資機関	制度名	融資対象	特徴
日本政策 金融公庫	セーフティネット 貸付	今後影響が見込まれる事業者 （ <b>数値要件なし</b> ）	金利引き下げなし
	新型コロナウイルス 感染症特別貸付	売上高（直近1か月） 前年または前々年同月に比べ <b>5%以上</b> 減少 業歴1年未満の場合でも 一定条件を満たせば融資対象	金利引き下げあり
商工中金	新型コロナウイルス 感染症特別貸付	売上高（直近1か月） 前年または前々年同月に比べ <b>5%以上</b> 減少 業歴1年未満の場合でも 一定条件を満たせば融資対象	融資先 中規模以上の企業中心

4月3日現在の情報のため、変更となる可能性があります。  
まずは一度、ご相談ください！！

<ご相談はこちらまで> 税理士法人スマッシュ経営

TEL：0566-83-3055（知立）TEL：052-908-7077（名古屋）



# SMASH 新型コロナウイルス対策支援情報一覧

## 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	(参考) リーマンショック時
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

- 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

厚生労働省ホームページより

## 現在公募中の補助金(主なもの)

補助金名	補助金額 (補助率)	補助対象	応募期間
ものづくり・ 商業・サービス 補助金	補助上限 1,000万円 補助率 1/2(原則)	新製品・新サービス開発・ 生産プロセスの改善に必要な 設備投資及び試作開発	通年(予定) 令和2年5月(2次) 令和2年8月(3次) 令和2年11月(4次) 令和3年2月(5次)
小規模事業者 持続化補助金	補助上限 50万円 補助率 2/3	販路開拓等のための店舗 改装、ホームページ作成、 改良、チラシの作成など	通年(予定) 令和2年6月(2次) 令和2年10月(3次) 令和3年2月(4次)
IT導入補助金	補助上限・下限 30万円～150万円未満 補助率 1/2	付加価値向上に繋がる ITツールの導入 テレワークツールの導入には 加算措置	通年(予定) 令和2年6月(2次) 令和2年9月(3次) 令和2年12月(4次)

<ご相談はこちらまで> 税理士法人スマッシュ経営

TEL: 0566-83-3055(知立) TEL: 052-908-7077(名古屋)